

令和7年度都民のフロン排出抑止行動の推進のための普及啓発事業に係る
業務委託に関する企画提案募集要項

1 目的

東京都は、東京都環境基本計画において2030年までにフロン排出量を2014年度比で65%削減、2050 東京戦略において2035年までに同年度比70%削減という目標を掲げている。これまで、国や事業者等と連携して業務用冷凍空調機器からのフロン漏えい対策を実施してきたが、フロン排出量の更なる削減のためには、都内のフロン排出量の約2割を占めるルームエアコン等、家庭部門からの排出量の削減も重要である。

本委託では、この目標の達成に向けて、広く都民に対してフロン対策の重要性を周知し、フロンへの関心及び正しい知識を持ってもらうこと、さらに都民が自らできる対策行動に繋げることを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 件名

令和7年度都民のフロン排出抑止行動の推進のための普及啓発事業に係る業務委託

(2) 履行場所

公益財団法人東京都環境公社が指定する場所

(3) 履行期間

契約確定日から令和8年3月19日まで

(4) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(5) 契約上限額

¥11,600,000.-（税抜）

3 選定スケジュール

実施項目	実施時期・期間
公募・申込受付	令和7年6月6日（金曜日）から 令和7年6月12日（木曜日）16時まで
質疑受付	令和7年6月13日（金曜日）から 令和7年6月19日（木曜日）16時まで
質疑回答（電子メールにて一斉回答）	令和7年6月23日（月曜日）
提案書等受付	令和7年6月13日（金曜日）から 令和7年7月4日（金曜日）16時まで
審査会（予定）	令和7年7月10日（木曜日）
審査結果通知（予定）	令和7年7月16日（水曜日）

4 企画提案の応募資格

応募する事業者は、次の条件を全て満たすものとする。

- (1) 本業務を遂行するために必要とされる資格・業務経験を有する者を配置することができる者であること。
- (2) 本業務を円滑に遂行するために必要な体制を確保できる者であること。

- (3) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要項（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取り消しの期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる個人又は団体でないこと。
 - ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
 - ウ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
 - エ 東京都契約関係暴力団等対策措置要項（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく排除措置の期間中である者

5 応募方法

応募者は、応募申請書 1 部（様式 1）を令和 7 年 6 月 12 日（木曜日）16 時までに「(1) 提出先」に提出する。（必着）

(1) 提出先

〒130-0022 東京都墨田区江東橋 4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル 8 階
公益財団法人東京都環境公社 技術支援部 技術課
計画係 吉田／奥迫
TEL：03-3647-7132 メールアドレス：keikaku-1@tokyokankyo.jp

(2) 提出方法

持参、郵送、メール添付のいずれかの方法

6 質疑の受付と回答

(1) 質疑受付期間と回答

令和 7 年 6 月 19 日（木曜日）16 時までに、質問票（様式 2）により行うこと。質疑に対する回答は、令和 7 年 6 月 23 日（月曜日）に、応募者全員にメールにて通知する。

(2) 質問票の提出方法

電子メールにより提出すること。

提出先メールアドレス：keikaku-1@tokyokankyo.jp

なお、本募集期間中における電話やファックスによる質問は、一切受け付けない。

7 提案書等の提出

応募者は、次の資料を作成し、期間内に提出すること。また、本選考は業務適格者を選定するものであるため、具体的な作業は、企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、発注者との協議に基づいて実施する。

(1) 提出書類一覧

- ア 企画提案書等提出届（様式 3）・・・・・・ A4 縦 1 枚 1 部
所在地、会社名を記入するとともに代表者印を押印すること。

- イ 会社概要書（様式4）・・・・・・・・・・ A4縦1枚 4部
令和7年4月1日現在の状況を記載すること。
- ウ 見積書（様式任意）・・・・・・・・・・ 10部（社名入り4部、社名無し6部）
（ア）本委託業務に関する経費内訳を明らかにすること。
（イ）見積書の宛名は、「公益財団法人 東京都環境公社 理事長」とする。
（ウ）内訳書に出精値引き、端数調整等値引きを記載しないこと。
- エ 応募事業者の会計決算書（貸借対照表・損益計算書）・・・4部
対象年度は直近の2年間とする。
- オ 企画提案書・・・・・・・・・・ 10部（社名入り4部、社名無し6部）
（ア）10部のうち、6部は応募者名（事業者名）を伏せ、ロゴマーク、略称等社名が類推できる表記も
しないこと。原則として、用紙サイズはA4、カラー刷り両面とし、左上1箇所とじで作成する
こと。
（イ）ページ数は表紙や目次を含めて30ページ以内とし、次の内容について記載すること。
a 全般
・全体概要（実施体制、スケジュール）
・施策ごとの実施効果（KPI）
b 広報活動の企画・運営
・ターゲット別の媒体・掲出プラン
・広告手法の説明、選定理由
・普及啓発ツール（主にショート動画、ロング動画）の活用方法
・イベントの企画内容、フロン対策の正しい知識をターゲットに伝える手法
・イベントの開催時期、会場及び集客のための工夫
・PRグッズのターゲットや制作意図、活用先
c 効果測定の実施
・定量調査及び調査結果の分析の具体的な手法
d 業務実績・業務推進能力
・令和7年4月1日を起点として、過去10年の間に国、独立行政法人、地方自治体又は地方自治
体の監理団体の発注により元請けとして受託した実績があれば記載すること。

(2) 提出期間

令和7年6月13日（金曜日）から令和7年7月4日（金曜日）16時まで（必着）

(3) 提出先

〒130-0022 東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル8階

公益財団法人東京都環境公社 技術支援部 技術課

計画係 吉田／奥迫

TEL：03-3647-7132 メールアドレス：keikaku-1@tokyokankyo.jp

(4) 提出方法

持参、郵送のいずれかの方法

なお、上記に加えて、提出書類一式をメールで提出すること。

8 審査基準

(1) 選考

提出書類及び審査会におけるプレゼンテーションの内容をもとに審査を実施し、最も評価の高い企画提案を特定（採用）する。

(2) 審査結果の通知

特定（採用）又は非特定（不採用）については、令和7年7月16日（水曜日）（予定）までに通知する。

(3) 審査項目・審査の観点

No.	審査項目	審査の観点
1	全般	・本事業の実施に係る十分な実施体制が確保され、スケジュールが的確に設定されているか。 ・施策ごとの実施効果（KPI）は適切に設定されているか。 ・予算の範囲で経費内訳が妥当なものとなっているか。
2	広報活動の企画・運営	・ターゲットに応じた効果的な媒体・掲出プランとなっているか。 ・広告の手法についての説明、その選定理由は適切なものか。 ・費用に見合った適切な手法を選定しているか。 ・普及啓発ツール（主にショート動画、ロング動画）の活用について工夫はなされているか。 ・イベントの企画は、フロン対策の正しい知識をターゲットに伝える内容となっているか。 ・イベントの開催時期や会場は適切なものか。 ・イベントでは集客のための工夫がなされているか。 ・PRグッズ（ノベルティ）の制作にあたり、ターゲットや制作意図、活用先は適切なものか。
3	効果測定の実施	・定量調査の提案内容は、本事業の認知度等を把握する内容となっているか。 ・分析、考察方法が提案されているか。
4	業務実績・業務推進能力	・同種又は類似業務の実績から、提案書の内容を履行するための能力を有しているか。

9 審査会の実施

応募者に対し、次により審査会を実施する。

(1) 実施日

令和7年7月10日（木曜日）予定（実施日は応募申請書を提出した事業者へ連絡する。）

(2) 形式

プレゼンテーション方式（審査委員に対し、企画を口頭で説明）

- ・事前に提出した企画提案書に基づき行うこととし、追加資料は認めない。
- ・各社の出席者は3名以内とする。

(3) 審査時間

1 社当たり 30 分程度（説明 20 分、質疑応答 10 分程度）

(4) 審査方法

本募集要項「8 審査基準」に沿い、合目的性、効果性等について総合的に審査する。

(5) その他

審査会の日時、実施方法及び審査時間の詳細については、企画提案書等提出届（様式 3）に記載の担当者宛てに通知する。

10 契約締結

審査の結果、最も評価の高い企画提案の応募者と、本業務委託に係る契約を締結する。

11 その他

(1) 応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

(2) 提出物は返却しない。

(3) 採用された企画提案の提出物に係る所有権及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号））は公社に帰属するものとする。なお、企画提案の実施に当たり、第三者の権利に係る著作物を利用する場合においては、当該著作物に係る一切の権利処理は、採用された応募者の費用及び責任において行うものとする。

(4) 本委託業務の契約については、最も評価の高い企画提案の応募者の見積額をもって契約締結する。契約締結に際し、公社は受託者と協議の上、予定経費内で提案内容の一部を修正することができるものとする。

(5) 審査経過等に関する問い合わせには応じないとともに、審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

12 提出先及び問合せ先

〒130-0022 東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル8階

公益財団法人東京都環境公社 技術支援部 技術課

計画係 吉田／奥迫

TEL：03-3647-7132 メールアドレス：keikaku-1@tokyokankyo.jp